「大阪府強靭化地域計画（案）」についての府民意見等の募集結果

◇募集期間：平成２８年２月２３日（火曜日）から同年３月２３日（水曜日）まで

◇募集方法：電子申請・郵便・ファクシミリ

◇募集結果：８名から、延べ１８件のご意見・ご提言をいただきました。（うち内容が本意見募集と関係のないものであったため、その内容及びこれに対する大阪府の考え方の公表を差し控えるもの１件）

いただいたご意見・ご提言についての大阪府の考え方は次のとおりです。

|  | 該当項目 | ご意見・ご提言 | ご意見等に対する大阪府の考え方 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 第５章  具体的な取組みの推進（17 24㌻） | 地震ハザードマップ、津波ハザードマップの存在を知りません。もっと府民にわかりやすく広く周知させる方法を考えた方がいいと思います。 | 地震ハザードマップ、津波ハザードマップについては、本府の地震・津波に関する被害想定等をもとに、市町村が作成しており、ホームページでの公表や各戸配布等による周知が行われています。  また、府においては、防災講演会等を通じ、防災意識の普及・啓発することをはじめ、市町村に対して、ハザードマップの作成やこれを活用した避難訓練の実施を働きかけるなど、府民への一層の周知に努めてまいります。 |
| ２ | 第５章  具体的な取組みの推進（17 24㌻） | ため池のハザードマップ、土砂災害のハザードマップ、津波のハザードマップを作成するようですが、それぞれバラバラなハザードマップだとみずらいので一枚にまとめてほしいです。  たとえば「大阪府地図情報提供システム」にまとめるとインターネット環境があればだれでも見れるので検討してほしいです。 | ため池ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップについては、本府の被害想定等をもとに、市町村が作成しており、ホームページでの公表や各戸配布等による周知が行われています。  ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とさせていただきます。 |
| ３ | 第５章  具体的な取組みの推進（22㌻） | P.22の1-3大規模津波等による多数の死者の発生について  台風と言う言葉があまり見当たりません。過去、台風で多くの死者を出した事が有ります。台風対策は、本節の多くの項目で重なるものが有ります。P.3に最近、大きな台風被害はないと書かれていますが、これは、津波対策で記述されている防潮堤や水門などの維持管理と陸閘などの閉鎖を民間企業などが行うなど現状の台風対策が行われているためで、もしこれらの対応が十分行われなければ、津波同様、大災害が生じる危険性があります。  台風は、秋、日本に上陸するものだと思っていたのですが、近年、上陸する時期が、春の終わりから冬にかけて通年化しているようです。これも昨年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画について」の認識と通じるものが有ると思います。台風が大型化すれば、大阪湾の北東に位置する大阪には吹き寄せに困る水位上昇で大きな被害が生じることが大変危惧されます。これらの対応を地盤や防潮堤の嵩上げと大阪市内を流れる安治川、尻無川、木津川に架かる３大水門と中小の水門・陸閘で行おうとすれば、日常生活や生産活動に大きな支障が生じるとともに工事が上手く進まない事が想定されます。この吹き寄せに困る水位上昇を制御する方法として最も安全で信頼できる方法は沖合の防波堤だと思います。  幸い、大阪の地先には、国際コンテナ船が出入りしている大阪港と廃棄物の処分場があり、これらの沖合施設と港湾防波堤を活用することが可能です。  現在、策定中の海岸保全基本計画も踏まえ、本計画に記述されているように南海トラフ巨大地震による津波対策と合わせて大型台風の吹き寄せ対策として先の港湾防波堤を機能強化することを記載し、大阪の強靭化を記述すべきだと思います。  具体的には、1-3を「大規模津波と大型化・通年化する台風等による多数の死者の発生」に変更し、「①大規模津波と大型台風による津波上昇（高潮）に対応した減衰対策」を追加記述するべきだと考えます。  取組として、「津波及び高潮による被害の軽減を図るため、大阪港に港湾防波堤などの活用や機能強化を図るなど沖合施設と一体となった防災施設を整備促進する」とし、目標は、すぐに調査等に取りかかり、平成３６年度迄に完成するべきだと考えます。  具体的な指標としては、最大津波が来てもL1に減衰させる。また吹き寄せについても現在の防潮堤高で守れるよう減衰させる。 | 本計画では、大規模自然災害[地震・津波、風水害（台風、暴雨、高潮、土砂災害等）]を対象とし、１－３においても、台風を含む風水害について記述しています。  なお、河川施設においては、恒久的な高潮対策として、伊勢湾台風規模の大型台風による高潮に十分対処できる防潮堤や水門等の防潮施設が概ね整備済みであり、気象予警報の発表に基づき、水門や鉄扉の閉鎖等による高潮防御を行います。  また、いつ発生するかもしれない巨大津波に対して、津波対策用の水門整備等、抜本的な対策については時間を要することから、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波浸水被害の軽減、住民の避難時間の確保等、減災の効果を高めるため、三大水門を閉鎖することとしています。  水門閉鎖によるリスクへの対応や根本的な対策などについては、「大阪府河川構造物等審議会」の中で、対策を検討しているところです。 |
| ４ | 第５章  具体的な取組みの推進（22㌻） | 海の近くに住んでいるので防潮堤の液状化対策を実施してほしいのですが、管理が大阪府と大阪市にわかれていても時期がずれることなく整備することを検討してほしいです。 | 防潮堤の液状化対策については、大阪府と大阪市が一体となって事業計画を策定し、全体を平成２６年度からの１０年間で完了することを目標に、緊急性の高い所から順次工事を進めております。  今後も、府・市で連携し、対策に取り組んでまいります。 |
| ５ | 第５章  具体的な取組みの推進（23㌻） | P.23②水門の耐震化等について  昨年の新・大阪府地震防災アクションプランで、「三大水門を津波遡上時に閉鎖すべきではなく、税の効率的投資の面から耐津波補強は、行うべきではない」との意見に対し、「三大水門の将来のあり方も含め、津波防御施設の検討を進めます。」との回答であった。しかし、今回の取組では「三大水門の将来のあり方についても、検討する。」とし防御施設の検討は有りません。  　東日本大震災5周年にメディアが津波の恐ろしさを報道しています。その中に、東京電力（東電）の津波対策について、裁判で、東電はより大きな津波に対する対策が必要なことを認識しながら、すぐに取らなかったため、今回の事故が起きたのではないかと争われそうに感じます。  　東電と同じように、大阪府は、「三大水門の将来のあり方・」の問題点は、  １、重大な防災対策を1年間あり方について示されていないのは、怠慢ではないでしょうか。  ２、将来のあり方を検討すると明言している事は、三大水門を閉鎖する防災対策は、大きな欠陥を有していることを大阪府が認識している事ではないでしょうか。  　現在、策定中の大阪湾沿岸海岸保全基本計画では、「百年から百数十年に１度の津波（L1）に対しては、三大水門を閉鎖しなくても防潮堤などを越流することはないとのことである。」この計画を受けて三大水門を閉鎖する津波対策を止めるべきだと考えます。  　そして、堂島川護岸の耐震対策を早期に行い、梅田の地下街浸水災害を軽減すべきです。  　三大水門閉鎖の問題点  ＊三大水門の閉鎖を審議された河川整備関連の審議会で大所高所の議論がなされなかったこと。  ＊三大水門閉鎖は、被害が多いリアス式海岸を人工的に作ることである。通常の潮位約１ｍに３ｍの津波が来た時、三大水門を閉鎖しなければ４ｍ前後の水位で津波は遡上し自然消滅をするが、三大水門の閉鎖を行えば下流域は反射波で大きな被害を受ける可能性が有る。将に、人災である。  ＊三大水門の様な機械式防御施設は、予見される外力に対しては、必要な強度を確保できるが予見していない（予見できるが想定しない・できない）外力（例えば、船が漂流し衝突した時）が働いた時、機械式防御施設は機能を失い大きな被害を誘発する。これらの三大水門が、津波時に壊されたら修復に時間がかかり本来目的の高潮対策が出来なくなり、大きな被害を誘発する。また、開かなくなった時は洪水対応が出来なくなる可能性を持っている。 | いつ発生するかもしれない巨大津波に対して、津波対策用の水門整備等、抜本的な対策については時間を要することから、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波浸水被害の軽減、住民の避難時間の確保等、減災の効果を高めるため、三大水門を閉鎖することとしています。  水門閉鎖によるリスクへの対応や根本的な対策などについては、「大阪府河川構造物等審議会」の中で、対策を検討しているところです。 |
| ６ | 第５章  具体的な取組みの推進（23㌻） | 水門の耐震化の対策を行っているようですが、東南海地震がきても耐えられる設計になっているでしょうか。 | 東南海地震が発生しても、水門操作を行なうことができる  よう、現在、対策を実施しています。 |
| ７ | 第５章  具体的な取組みの推進（23㌻） | 津波が発生した場合、消防団員が現場に行けず水門が閉められない状況は発生しないでしょうか。  東日本大震災では多くの消防団員が犠牲になっているので、消防団員はおそらく現場に行くのを躊躇すると思います。 | 水門等の施設操作員は、津波の到達時間（地震発生から約１～２時間）を考慮して施設の閉鎖作業を行えるよう、適切かつ迅速に対応・判断するための操作訓練を行っています。  ただし、万が一津波到達時間までの操作が困難な場合は、自らの安全確保のため、閉鎖作業が完了していなくても、予め指定した場所へ避難することとしています。  そのため、「1-3③水門機能の高度化」において、水門の遠隔操作や自動化を推進することとしています。 |
| ８ | 第５章  具体的な取組みの推進（23㌻） | 水門の機能高度化について  水門遠隔操作化22基とありますが、南部の海岸周辺にも、水門や道路沿いに引き戸のようなゲートがありますが、遠隔操作や自動操作はしないのでしょうか。  台風や大雨の時、引き戸のゲートが閉まっていないところを見たことがあります。  西大阪地区では、下記のような取り組みがされています。  <http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=21067>  実施するなら、災害や停電した時でも確実に動作する頑丈な製品や東日本大震災等で大きな影響を受けた携帯電話回線のような脆弱なものは適用してもらいたくないです。  例えば、総事業費117億円もかけた下記のようなネットワークも有効活用すべきだと思います。  危機管理セミナー2014大阪国土強靭化シリーズ  <http://koukyo.net/doc/2014/0613_03_bousaijouhou.pdf> | 南部（大和川以南）の海岸周辺の大阪府が管理する全ての水門において遠隔操作化は実施済です。また、鉄扉においては、施設規模や閉鎖時間等を考慮したうえで電動化を実施しています。  鉄扉の閉鎖は、鉄扉の設置高さを考慮して鉄扉毎に閉鎖基準を定めて実施しています。  遠隔操作については、無線と有線による二重化することで、遠隔監視操作の信頼性の向上を図っています。 |
| ９ | 第５章  具体的な取組みの推進（23㌻） | P.23③の次に新しく④河川の水深確保（浚渫）の追加について  　三大水門を津波対策として閉鎖することを中間答申した大阪府河川構造物等審議会や南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会などで報告された津波の影響については、木津川や尻無川の川底に土砂が堆積し、推進が-1.2m程度まで浅くなっている状態でシミュレーションされたものであり、その近辺で津波の越流を生じているようである。（明確な分析を行うべきだと度々意見を申し上げているが、その状況を教えてもらえない。このことは、最近報道されている東京電力の津波対策に相通じる様に感じる）この近辺は、河川が港湾に流れ込んでいるところであり、その地点での港湾の水深と安治川と木津川が分かれる川口の-4m（計画が-5mであれば、-5m）を単純勾配になる様、浚渫すれば、多くの越流が防げると思われます。このような理想形にするのに時間がかかるのであれば、現在の計画水深-5mに早急に整備するべきです。  P.23③の次に新しく④河川の水深確保（浚渫）を追加し  　取組としては、津波の越流が生じているところで、計画（理想形が好ましい；津波の水位が急激に上昇しないような単純勾配）水深になるよう浚渫を早急に行い津波対策を推進するとともに最近、異常気象等で発生する危険性のある集中豪雨による洪水などにも対応する。  　目標としては、平成27年～29年度に浚渫を完了する。  合せて、P.26P.27の②治水対策の取組に「津波対策として越流している地域で、計画水深が確保できない場所を重点的に浚渫し、津波被害を防ぐ。」を追加する。  　目標としては、平成27～29年度に浚渫を完了する。 | いつ発生するかもしれない巨大津波に対して、津波対策用の水門整備等、抜本的な対策については時間を要することから、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波浸水被害の軽減、住民の避難時間の確保等、減災の効果を高めるため、三大水門を閉鎖することとしています。  水門閉鎖によるリスクへの対応や根本的な対策などについては、「大阪府河川構造物等審議会」の中で、対策を検討しており、「1-3②水門の耐震化等」の取組みに記載のとおりです。 |
| 10 | 第３章  取組にあたっての考え方（27㌻） | 第３章  　府税を用いることから効率的、効果的な施策運用を期待したい。  　例えば、強靭化に伴うインフラ施設の整備や維持管理を行うにあたり、限りのある資産を利用しながら、無駄の無い投資を行い、必要最小限の施設延命を行い、長寿命化を実施するように実施いただきたい。 | 大阪府では、行政サービスの向上に努めながら、公共施設全般についてできる限り少ない経費で最適な経理管理（ファシリティマネジメント）を推進しています。  なお、道路や河川などの都市基盤施設については、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な維持管理を進め、長寿命化に努めています。 |
| 11 | 第５章  具体的な取組みの推進（24 31㌻） | 第５章  1-3⑤津波に対する的確な避難勧告等の判断・伝達  1-6⑦津波防災情報システムの整備・運用  　東日本大震災では多数の方が、津波により被災された。それらの教訓を生かして、伝達する手段をテレビや携帯などを用い、幅広くすると共に、居住場所の最寄の避難場所を即座に分かるように通知していただきたい。 | 地震や風水害などの大規模災害に対して、市町村が発令する避難勧告等については、テレビ、ラジオ、携帯電話への緊急速報メール、ホームページ（おおさか防災ネット）等の様々な手段により確実に伝達できるよう取組みが行われています。  　また、市町村においては、避難場所、避難経路等を記載したハザードマップを作成し、ホームページでの公表や各戸配布等による周知が行われていますので、日頃より避難場所等を確認ください。 |
| 12 | 第５章  具体的な取組みの推進（29 34㌻） | 1-5⑤風水害・土砂災害に関する適切な避難勧告等の判断・伝達  1-6⑰河川の防災テレメーターの整備  　大阪府は過去から風水害が多く、近年もゲリラ豪雨等により急激な河川の水位上昇や雨量蓄積による堤防決壊や広域な浸水被害が危惧されている。  　各種伝達の信頼性において、長期降雨時でも確実に提供できるものとして、河川氾濫の恐れが有るような、有事の際には適切な避難場所や避難経路がわかるような情報提供をテレビや携帯電話等で迅速に通知していただきたい。 |
| 13 | 第５章  具体的な取組みの推進（34㌻） | 34頁に治水対策をサポートするシステムとして、今後、水防災情報システムの再整備をされるようですが、今まで大阪府で整備したシステムを利用して効率的に整備されては如何でしょうか。  例えば、27頁にH27年度、流域下水道防災情報システムの整備完了、  33頁にH26年度、大阪府防災行政無線・防災情報システムを再整備されているようですが、これらを活用する等。 | 水防災情報システムは、府管理河川の水位や雨量、潮位、また、河川画像など府民や市町村の避難行動に欠かせない防災情報を観測し情報配信するものです。  当該システムの整備にあたっては、防災行政無線を活用した通信手段や流域下水道防災情報システムで観測するデータなどの活用、また、様々なシステムとの情報共有を図るなど、より効率的・効果的な河川の防災情報の収集や提供に努めるよう検討を図ります。 |
| 14 | 第５章  具体的な取組みの推進（41 54㌻） | 大阪府地域強靭化地域計画（案）の上位概念である「国土強靭化基本計画」の第３章　国土強靭化の推進方針「（４）エネルギー（P.19）」において、「コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」との記載があります。また、同計画のP.39の「2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶」の項目においても、「医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギーが長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）整備への支援が進められており」との記載があります。  「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」においても、2020年度までに大阪府域で「分散型電源（コージェネレーション等）による供給力の確保：30万kW」との記載があります。  大阪府地域強靭化地域計画（案）のP.8「基本的な方針」において掲げておられる、「社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される」という基本目標は、府民の命・暮らしを守る上で大変重要な視点であると考えます。有事においても社会の重要な機能を維持するための取り組みとして、「第５章　具体的な取り組みの推進」の中で、「自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）の導入促進」について言及していただけないでしょうか。 　具体的には下記のような文章の追加をお願いいたします。 P.41 2-4　救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 ・医療施設や福祉施設への自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）整備への支援 P.54 6-1 電力供給ネットワークや石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能停止 ・自立・分散型エネルギー等の導入促進　大阪府域において、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進し、エネルギーサプライチェーン全体の強靭化を図る。 | 大阪府では、エネルギー供給源の多様化を図るため、おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、自立・分散型エネルギ―等の普及拡大に向けた取組みを促進しております。  ご意見を踏まえ、「6-1 電力供給ネットワークや石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止」を防ぐ対策として、「②ライフラインの確保等」に「おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、自立・分散型エネルギ―等の普及拡大に向けた取組みを促進。」を追加します。なお、5-2②に内容を記載し、6-1②は再掲しています。  「2-4　救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶」を防ぐ対策としては、災害拠点病院の燃料等の確保等を行っております。 |
| 15 | 第５章  具体的な取組みの推進（52㌻） | 「５－４ 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響」に、航路啓開も重要と思いますが緊急物資を取り扱う耐震強化岸壁の記載（２－１②）だけでなく、企業活動を支援する幹線貨物を取り扱う耐震強化岸壁の記載があってもよいのではないでしょうか。 | ご意見を踏まえ、「5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響」を回避するために必要な取組みである「広域緊急交通路等の通行機能の確保（都市整備部）」を追記します。  その上で、「2-1②広域緊急交通路等の通行機能の確保」の＜耐震強化岸壁の整備＞に「地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるとともに、早期に経済活動を再開できるよう耐震強化岸壁を整備する。」と記載します。 |
| 16 | 第５章  具体的な取組みの推進（52㌻） | 「５－５　太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能の停止」に、①～④以外に海上交通ネットワークの機能停止に対する記載がありませんが、５－４の再掲でも記載があってもよいのではないでしょうか。 | ご意見を踏まえ、「５－５　太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止」を回避するために必要な取組みとして、「⑤迅速な道路啓開の実施（都市整備部）」及び「⑥迅速な航路啓開の実施（都市整備部）」を追記します。 |
| 17 | 第５章  具体的な取組みの推進（65㌻） | 「８－４　鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損傷により復旧・復興が大幅に遅れる事態」について、「③施設の老朽化対策（都市整備部） ※取組内容等は１－４③に記載」では、港湾施設海岸施設の老朽化対策について記載がありませんが、事態への対応として記載してもよいのではないでしょうか。 | 施設の老朽化対策は、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」に基づき進めていくと記載しており、この計画の中には、港湾施設、海岸施設の老朽化対策も含まれています。  今後、同計画に基づき、対応を進めていきます。 |